資料１４

平成 26 年 12 月 10 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ＰＥＴボトル事業部
（改定日：平成 24 年 2 月 24 日）

平成 27 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（ＰＥＴボトル）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。平成 27 年度については、下記の基準を用います。

ベール（圧縮され、結束材でこん包されたＰＥＴボトル）化されたもの

（１）ベールに求められる性状

①安定性：運搬や移動作業中の荷崩れのないこと。

②バラケ性：再生工場での解体が容易であること。

（２）ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100㎜×1,100㎜ 角）への適合性から、次の３種類の寸法を推奨します。

寸法※１	重量	結束材※２
①600×400×300㎜	15～20kg	PP または PET ﾊﾞﾝﾄﾞ
②600×400×600㎜	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000㎜	180～230kg	同上

※１　寸法欄の 600×400㎜、1,000×1,000㎜は、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※２　従来の番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけＰＰまたはＰＥＴバンドを使用してください。

（３）ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。

目標とする良い品質として、次のようなモデル事例を推奨します。

項　　目	規　格
①キャップ付きボトル	10%以下
②塩ビボトル	0.5%以下
③ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
④材質識別マークのないＰＥＴボトル	1%以下
⑤ガラスびん	なし
⑥アルミ缶・スチール缶	なし
⑦紙製容器	なし
⑧その他の夾雑物	なし

※ＰＥＴボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他厚生省で定める行為（こん包：厚生省令平成 11 年度第 65 号で規定）を行うことをいいます。

以上